

【風水害】平成28年8月30日台風10号に伴う防災情報（第6報）

平成28年8月30日 18:00

東北地方整備局では、以下のとおり、リエゾンを追加（※）派遣しました。
また、通行規制状況等をお知らせします。
なお、災害対策本部（警戒体制）は継続中です。

<通行止め区間>

- ・岩手県 仙人峠国道(国道283号) 釜石西IC(仮)～遠野住田IC [30日15:00～]
- ・岩手県 国道4号(岩手町五日市地内571k5付近) [30日15:04～]

<体制状況>

- ・30日12:00 海岸が警戒体制に入り、これに伴い河川室が警戒体制を発令。
- ・30日14:40 河川2支部が注意体制に入り、これに伴い河川室は警戒体制を継続。
- ・30日 8:00 道路3支部が注意体制に入り、これに伴い道路室が注意体制を発令。
- ・30日15:00 道路3支部が警戒体制に入り、これに伴い道路室が警戒体制を発令。
- ・29日17:03 港湾空港2支部が注意体制に入り、これに伴い港湾空港室が注意体制を発令。

<リエゾン派遣・活動状況>



▲岩手県庁の情報収集状況



▲宮城県庁の情報収集状況



▲福島市役所の情報収集状況

- ・宮城県庁 2名（東北地方整備局）
 - 石巻市 2名（北上川河川河川事務所）
 - 気仙沼市 3名（仙台河川国道事務所）
- ・岩手県庁 2名（岩手河川国道事務所）
 - 久慈市 1名（三陸国道事務所）
 - 野田村 1名（三陸国道事務所）
 - 宮古市 2名（三陸国道事務所）

山田町	2名（三陸国道事務所）
※洋野町	1名（三陸国道事務所）
※田野畑町	1名（三陸国道事務所）
※岩泉町	1名（三陸国道事務所）
釜石市	1名（南三陸国道事務所）
大船渡市	1名（南三陸国道事務所）
陸前高田市	1名（南三陸国道事務所）
大槌町	1名（南三陸国道事務所）
遠野市	2名（岩手河川国道事務所）
・福島県	
福島市役所	2名（福島河川国道事務所）
計	26名

各事務所の情報は[こちら（一覧）](#)から

－ 前回までの防災情報 －

平成28年8月30日 15:00

東北地方整備局では、以下のとおり、リエゾンを追加（※）派遣しました。
また、新たな通行規制状況等をお知らせします。
なお、災害対策本部（警戒体制）は継続中です。

<通行止め区間>

- ・仙人峠国道(国道283号) 釜石西IC(仮)～遠野住田IC

<体制状況>

- ・30日12:00 海岸が警戒体制に入り、これに伴い河川室が警戒体制を発令。
- ・30日14:40 河川2支部が注意体制に入り、これに伴い河川室は警戒体制を継続。
- ・30日 8:00 道路3支部が注意体制に入り、これに伴い道路室が注意体制を発令。
- ・30日15:00 道路3支部が警戒体制に入り、これに伴い道路室が警戒体制を発令。
- ・29日17:03 港湾空港2支部が注意体制に入り、これに伴い港湾空港室が注意体制を発令。

<リエゾン派遣状況>

- ・宮城県庁 2名（東北地方整備局）
- ※石巻市 2名（北上川河川河川事務所）

※気仙沼市 3名（仙台河川国道事務所）
・岩手県庁 2名（岩手河川国道事務所）
※久慈市 1名（三陸国道事務所）
※野田村 1名（三陸国道事務所）
※宮古市 2名（三陸国道事務所）
※山田町 2名（三陸国道事務所）
※釜石市 1名（南三陸国道事務所）
※大船渡市 1名（南三陸国道事務所）
※陸前高田市 1名（南三陸国道事務所）
※大槌町 1名（南三陸国道事務所）
※遠野市 2名（岩手河川国道事務所）
・福島市役所 2名（福島河川国道事務所）
計 23名

各事務所の情報は[こちら（一覧）](#)から

平成28年8月30日 13:20

東北地方整備局では、以下のとおり、リエゾンを追加（※）派遣しました。
なお、災害対策本部（警戒体制）は継続中です。

- ・宮城県庁 2名（東北地方整備局）
- ・岩手県庁 2名（岩手河川国道事務所）
- ・※福島市役所 2名（福島河川国道事務所）

【理由】

各地方自治体からリエゾン派遣要請があったため。

各事務所の情報は[こちら（一覧）](#)から

平成28年8月30日 12:30

東北地方整備局では、以下のとおり、リエゾンを派遣しました。
なお、災害対策本部（警戒体制）は継続中です。

- ・宮城県庁 2名（東北地方整備局）
- ・岩手県庁 2名（岩手河川国道事務所）

【理由】

両県で災害対策本部が設置され、リエゾン派遣要請があったため。

各事務所の情報は[こちら（一覧）](#)から

平成28年8月29日 17:00

東北地方整備局災害対策本部は、平成28年8月29日10:30に注意体制（風水害）を発令しておりましたが、平成28年8月29日17:00に警戒体制（風水害）に移行しました。

【理由】

管内に台風10号が接近し、重大もしくは広範囲な被害が発生するおそれがあるため。

各事務所の情報は[こちら（一覧）](#)から

平成28年8月29日 10:30

東北地方整備局災害対策本部は、平成28年8月29日10:30に注意体制（風水害）を発令します。

【理由】

管内に台風10号接近し、被害が発生するおそれがあるため。

＜本部の状況＞

注意体制：総括室

＜支部の状況＞

注意体制：